

地 基 企 第 5 8 号
平成29年11月21日

地方公務員災害補償基金
各 支 部 事 務 長 殿

地方公務員災害補償基金
企 画 課 長
(公 印 省 略)

中皮腫の診療にかかる移送費の取扱いについて（通知）

中皮腫の診療のための移送費の支給に当たっては、全国的に住居地等の近くに専門的な診療に当たることのできる医療機関の設置数が確保できていない実情に鑑みて、中皮腫に係る専門的医療機関等の分布状況を踏まえた通院の実態等を考慮し、適切な取扱いを実施する必要があることから、下記事項に留意の上、その適正な取扱いに遺漏のないようお願いします。

記

- 1 中皮腫の診療にかかる移送費として療養補償を支給するに当たっては、当分の間、企画課長宛てに関係書類等を添えて照会を行い、照会の結果に基づき支給決定を行うこと。
- 2 1の照会は、平成29年12月1日以降に新たに支給決定を行う療養補償について行うものとし、照会の結果、支給対象と認められた同一事案にかかる同一区間の移送費については、以降の照会は不要であること。なお、平成29年12月1日前より支給を行っている事案にかかる同一区間の移送費については、照会を行う必要はないが、支部において改めて確認を要すると判断した場合等においては、この限りではないこと。

以 上